

# 第二次取手市環境基本計画(素案)

2019年3月

取手市



# 目次

## 第1章 計画の基本事項と概要

1	これまでの経緯.....	2
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画期間.....	3
4	環境基本計画の対象.....	4

## 第2章 計画が目指す環境像と計画の体系

1	計画が目指す将来環境像.....	7
2	基本目標.....	7
3	個別目標と施策の方向性.....	9

## 第3章 施策の展開

基本目標 1	循環型社会の構築.....	11
基本目標 2	自然と共生するまちづくり.....	23
基本目標 3	快適で安心な生活空間の保全と創造.....	27
基本目標 4	豊かな環境の継承.....	29

## 第4章 主体別環境配慮行動方針

基本目標 1	循環型社会の構築.....	35
基本目標 2	自然と共生するまちづくり.....	42
基本目標 3	快適で安心な生活空間の保全と創造.....	44
基本目標 4	豊かな環境の継承.....	46

## 第5章 計画の推進と進行管理

1	計画の推進.....	49
2	計画の管理.....	50

# 第 1 章 計画の基本事項と概要

## 1 これまでの経緯

取手市は、平成12年3月に「環境の保全及び創造について、取手市の基本理念を定め、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること」を目的として取手市環境基本条例(以下、条例)を制定しました。

取手市は、この条例に基づいて、平成15年に「取手市環境基本計画(以下、環境基本計画)」を策定しました。環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するために、その基本的な計画を定めているものです(条例第8条)。その後、取手市と藤代町の合併、「第五次取手市総合計画(以下、総合計画)」の策定を経て、平成21年に「(改定)環境基本計画」が策定されました。これに基づき、平成26年から27年にかけて行われた「取り組み」等の実施評価を経て、(改定)環境基本計画の見直し作業が行われ、平成30年度を計画期間の最終年度と定める「(改定2)環境基本計画」が策定され、今回の第二次環境基本計画の策定に至っています。

## 2 計画の位置づけ

第二次環境基本計画は、条例に基づいて総合計画とともに、環境を巡る様々な局面で、取手市における活動を規定します。環境分野においては最も基本となる計画であり、環境に関わる個別の施策には、その内容が直接反映されます。また、他の分野における計画との間で整合・調整がなされており、その施策の実施において相互に補完しあうものです。

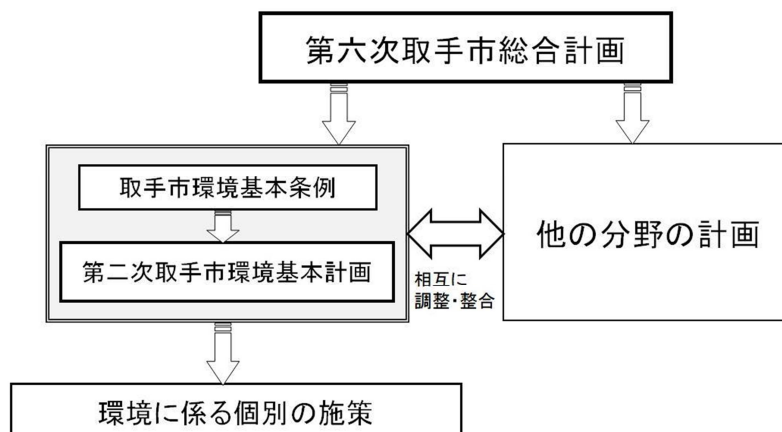


図1. 1 環境基本計画位置づけ

### 3 計画期間

総合計画では、計画期間を設けない「基本構想」と4年ごとに事業評価を経て策定作業が行われる「基本計画」に分け、PDCA(Plan=計画、Do=実行、Check=評価、Action=改善)サイクルに基づき、4年ごとに評価と改定が行われています。現在の第六次総合計画の基本計画である「とりで未来創造プラン2016」の計画期間は、2016年度から2019年度と定められています。

これに対して、第二次環境基本計画の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、5年を経過した2024年度に中間評価・改定を行うことにより、環境基本計画と総合計画との間で、中間評価結果及び改定作業の相互の連動性を図ります。

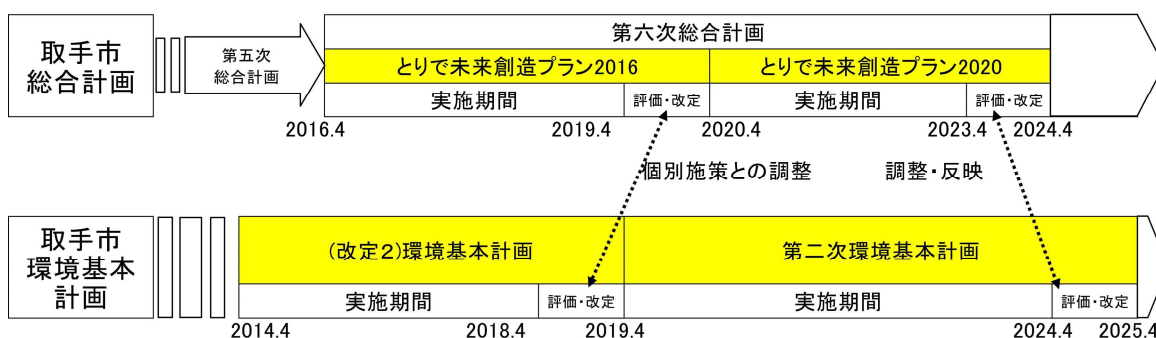


図1.2 総合計画の評価、改定作業との連動

## 4 環境基本計画の対象

### 4.1 対象地域

環境基本計画は、取手市全域を対象範囲とします。ただし、施策によっては隣接する市との間の連携や、県、国レベルの取り組みとの連携も必要に応じてその対象となります。

### 4.2 対象項目

#### (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素

環境基本計画は、基本理念に基づいて、これらの環境の自然的構成要素を良好で、安全な状態に保つための計画と、具体的な施策について定めます。

#### (2) 生態系の多様性、森林、農地、水辺等の多様な自然環境

環境基本計画は、基本理念に基づいて、これらの自然環境を取手市の自然的社会的条件に応じて、体系的に保全するための計画と、具体的な施策について定めます。

#### (3) 人と自然との豊かな触れ合い

環境基本計画は、基本理念に基づいて、自然と調和した快適で安心な生活空間の保全と創造のための計画と、具体的な施策について定めます。

#### (4) 循環型社会の構築

環境基本計画は、基本理念に基づいて、資源循環を推進し、環境負荷削減に貢献する社会を構築するための計画と、具体的な施策について定めます。

#### (5) 環境教育、環境学習

環境基本計画は、基本理念に基づいて、市民及び事業者が、環境の保全及び創造への理解を深め、その実現のために自主的、積極的に行動するための計画と、具体的な施策について定めます。

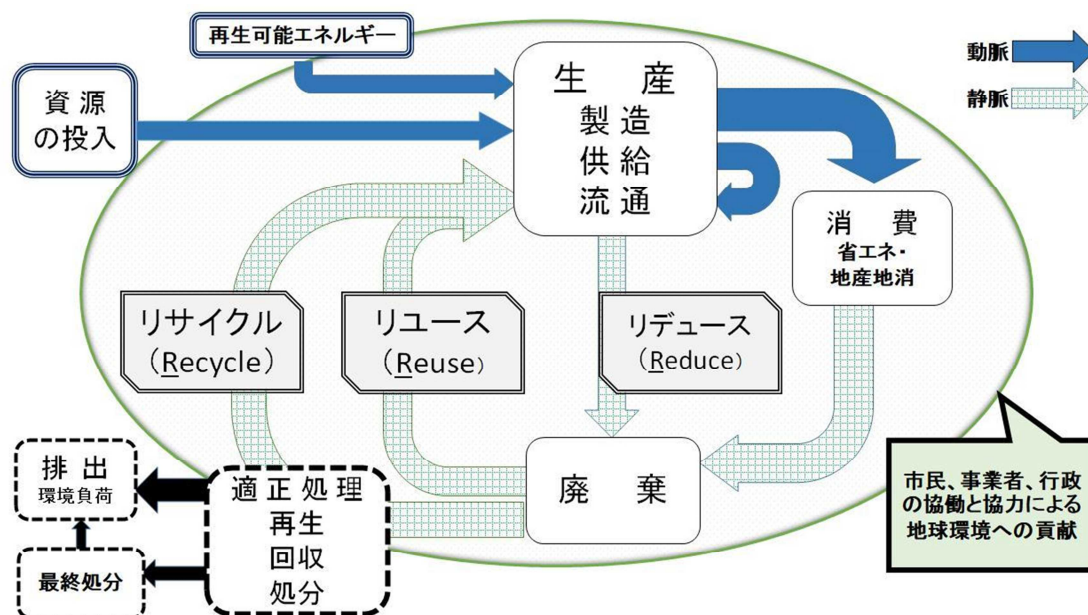


図 1.3 循環型社会

### 4.3 市民等の意見の反映

本計画で定めている、環境の保全及び創造に関する個別の具体的な施策には、2018年6月6日から6月20日にかけて実施した「取手市環境基本計画策定に係る市民アンケート」の結果及び2019年1月15日から2月15日にかけて実施した「意見公募(パブリックコメント)」の結果を反映させました。



## 第2章 計画が目指す環境像と計画の体系

## 1 計画が目指す将来環境像

条例に規定する「基本理念」及び総合計画に規定する「取手市の将来構想」、さらにこれを実現するための「まちづくりの基本方針」に基づいて、取手市の将来環境像を以下のよう

『取手市の将来環境像』

**【豊かな環境を継承し、地球環境に貢献するまち とりで】**

- 基本目標 1 循環型社会の構築
- 基本目標 2 自然と共生するまちづくり
- 基本目標 3 快適で安心な生活空間の保全と創造
- 基本目標 4 豊かな環境の継承

## 2 基本目標

### 基本目標 1 循環型社会の構築

主な原因として石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料消費に由来する、地球温暖化の加速度的な進行に伴い、これに起因するとされる異常気象現象も、日本をはじめとして世界各地で様々な形で現実となっています。このまま地球温暖化が進むと、人類存続の危機に直面せざるを得ない状況にあると主張する識者も見られます。一方で、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)として人間活動の全ての局面において、「将来世代に犠牲を強いることのない持続可能な社会の構築」が普遍的な目標として共有されています。

循環型社会の構築は、現在進行中の地球温暖化の進行を抑制し、そのような持続可能な社会を構築するために実現、実行しなければならない人類共通の課題です。循環型社会のイメージは、技術の進歩に伴い、またどのような環境エネルギー技術を利用するかによって様々ですが、環境基本計画では、市民、事業者及び行政の個々の行動が循環型社会の構築、持続可能な社会の構築につながり、さらには地球温暖化の抑制に貢献することを念頭に置いて個別目標と施策の方向性を定め、取手市の将来環境像の実現を図ります。

### 基本目標 2 自然と共生するまちづくり

取手市には、利根川、小貝川流域に代表される河川敷や河畔林、また谷津田、斜面林、社寺林に代表される豊かな緑があり、そこに多様な生物が生息しています。これらは、将

来世代に残すべき環境資産として保全します。また、市内に広大に広がる畑地、水田、特に遊休農地を、市民のための憩いと安らぎの空間として適切に管理します。市街地においては、緑豊かな公園や街並みづくりを推進し、街路樹などの緑の景観の保全を図ります。

### 基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造

日本各地で、少子高齢化と人口減少が、様々な社会問題を引き起こしています。1970年代から1980年代にかけて宅地開発が行われた取手市もその影響下にあるといえます。ここでは空家、空地問題の解決や医療、教育、福祉サービスなどの行政サービス提供の在り方が、大きな課題となっています。

一方で、近年、異常気象や台風による河川の氾濫、がけ崩れ、また、地震によるこれら災害被害の甚大な危険が増しています。

環境基本計画では、快適で安心な生活空間の保全と創造を、第3番目の基本目標に定め、基本目標の1及び2とともに、これらの課題の解決を総合的に図ります。

### 基本目標4 豊かな環境の継承

以上の基本目標を実現し将来の環境像を実現するためには、条例で定めるとおり、市と市民及び事業者との間の協力と協働が必要となります。そのためには、市民、事業者が高い環境意識を持ち、正しい環境知識と情報に基づいて行動することが求められます。また、次世代を担う小中高生に対する環境教育、学習の機会提供も大人世代に対する環境教育、学習とともに重要となります。

### 3 個別目標と施策の方向性

環境基本計画では、まず、基本目標を実現するための個別目標を定めて、個別の施策の方向性を定めます。そして、この個別目標を達成するため、実現すべき具体的な個別施策について定めます。

表 1.1 第二次取手市環境基本計画の施策体系

	基本目標	個別目標	施策の方向性
1	循環型社会の構築 『生活環境』	1 ごみを減らす生活づくり	(1) 3R行動の普及促進 (2) 廃棄物における分別等の適正処理 (3) 不法投棄の防止対策
		2 エネルギーの効率的な利用	(1) 節電による省エネ対策 (2) 再生可能エネルギーの活用 (3) 公共交通機関の利用促進
		3 安全な生活環境の維持	(1) 大気環境の保全 (2) 騒音・振動の防止 (3) 水質環境の保全 (4) 土壌・地下水の保全
2	自然と共生するまちづくり 『自然環境』	1 生物多様性の保全・再生	(1) 生き物の生息・生育空間の保全
		2 水と緑の保全活用	(1) 森林・里地里山や水辺環境の保全・再生 (2) 緑豊かな公園、街並みづくり、景観の保全
3	快適で安心な生活空間の保全と創造 『快適環境』	1 緑あふれる快適な生活の創造	(1) 環境美化などの快適な居住環境の確保 (2) 歴史・文化の保全 (3) 環境に配慮した都市の形成
4	豊かな環境の継承 『環境保全活動』	1 環境保全の情報発信と協働	(1) 環境関連情報の発信と共有 (2) 市民や事業者の環境配慮行動の促進
		2 環境を学び、育てる人づくり	(1) 環境教育・学習の場の整備

## 第3章 施策の展開

第2章で示した施策体系に基づき、取手市の将来環境像の実現に向けて、以下の基本施策を展開していきます。

## 基本目標 1 循環型社会の構築

### 1 ごみを減らす生活づくり

#### (1) 3R行動の普及促進

##### ① 家庭ごみの排出削減、リサイクル率改善

- ◆ごみの減量(Reduce)、再利用(Reuse)、リサイクル(Recycle)について、広報紙及びホームページ等で市民に啓発します。
- ◆出前講座等を通して、3R行動の啓発と浸透を図ります。
- ◆生ごみ処理機等購入補助金制度の案内を拡充し、制度の活用を促します。
- ◆家庭や飲食店等に対して、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減について啓発します。

#### 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
家庭ごみ排出量	24,641 t	24,237 t	23,761 t
リサイクル率	19.6%	22.0%	25.0%

## ② ごみ減量・リサイクル活動の啓発、支援

- ◆市内の事業者及び消費者団体等と協働して、マイバッグ運動等のごみ減量・リサイクルの普及啓発活動を推進します。
- ◆環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する取手市エコ・ショップ制度を拡充し、ごみ減量化・リサイクル活動を支援します。

## 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
市内スーパーにおけるレジ袋辞退率	80%	85%	90%
エコショップ認定件数	8件	10件	12件

## ③ 給食におけるごみ減量活動の推進

- ◆子どもたちに対し、保育士や栄養教諭、学校栄養職員等による食に関する指導を実施し、健康的な食の在り方について学ぶ機会を提供します。
- ◆子どもたちが主体となり、栄養バランスのとれた献立を作成する「リクエスト献立」を毎月実施します。また、行事食や郷土料理、世界の料理などを取り入れた給食を提供し、食文化についての理解を推進します。
- ◆栄養教諭や教職員等が給食の残食状況を確認したり、子どもたちから給食の味付けや献立に対する意見を聞いたりして、次の献立立案に生かします。
- ◆学校給食において、調理時に発生する野菜くずや給食で発生する残菜を堆肥化するリサイクル事業を実施します。

## 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
学校給食における残菜量(月平均1人当たり)	0.8kg	0.7kg	0.7kg
学校給食における生ごみの堆肥化	0%	40%	100%

### 第3章 施策の展開

#### ④ 認可保育施設での食育によるごみ減量化

- ◆食育により、子どもたちに「食べ物の大切さ、食べることの大事さ」を学んでもらいます。また、家庭での食事や給食を残さず食べる習慣を身につけることで、廃棄物の減量化、環境保全に対する環境配慮行動の意識付けを行います。

#### 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
食育を通じたごみの減量化推進施設数	28 施設	29 施設	29 施設

#### (2) 廃棄物における分別等の適正処理

##### ① ごみ分別の啓発活動

- ◆広報紙、ホームページ等でごみの5種16分別の啓発を図り、市民に適正な分別を促します。
- ◆出前講座等を通して、各地域単位での5種16分別を啓発します。
- ◆事業所から排出される廃棄物の適正処理を図るよう啓発します。

#### 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
常総環境センター 家庭系可燃ごみ搬入量	18,106 t	17,809 t	17,459 t
常総環境センター 事業系可燃ごみ搬入量	4,785 t	4,706 t	4,614 t
家庭系資源物搬入量	3,674 t	3,614 t	3,543 t
事業系資源物搬入量	1,861 t	1,830 t	1,795 t



② 稲わら、もみ殻の適正処理事業の検討と実施

◆稲わら、もみ殻の処分について、効率・効果的視点からより良い方向性を検討します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
もみ殻等焼却苦情件数	19件	10件	2022年度の達成状況より増やさない

(3) 不法投棄の防止対策

① 不法投棄防止のための監視活動の強化、情報提供、意識啓発

◆広報紙やホームページによる啓発の他、不法投棄の多い場所などへのパトロールの実施や、監視カメラの設置など不法投棄防止対策をさらに強化し、ごみの不適正処理の防止に努めます。

◆不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視パトロール、通報制度の整備など監視体制の強化を図ります。

◆土地の所有者への情報提供・意識啓発により、不法投棄の防止を図ります。

【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
不法投棄件数	140件	120件	100件
建設残土の不正処理(未届け処理)	0件	0件	0件

## 2 エネルギーの効率的な利用

### (1) 節電による省エネ対策

#### ① 市の施設及び事業等における省エネの推進と効果の発信

- ◆公共施設へ省エネルギーにつながる「緑のカーテン」の設置を推進します。
- ◆市民・事業者による家屋・事業所等への緑のカーテンの設置を促進する啓発活動、情報提供を行います。
- ◆省エネルギーの取り組み事例と、その効果に関する情報提供などの市民・事業者等を対象とした省エネキャンペーンの実施等、省エネルギー活動を推進します。
- ◆取手市地球温暖化防止実行計画を改定し、市役所等における温室効果ガスのより一層の削減に取り組みます。
- ◆市役所等における事務・事業の省エネルギー化を積極的に進め、その効果を周知することで、市民や事業者の省エネルギー化の取り組みを促します。
- ◆市が購入する物品等については、品質や価格だけでなくエネルギー、環境に配慮したものを積極的に購入します。

#### 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
公共施設への緑のカーテンの設置施設数	33 施設	34 施設	35 施設
市庁舎における電力消費量	172,377kWh	2017年度の電力消費量より増やさない	2017年度の電力消費量より増やさない

#### ② 教育関連施設におけるエネルギー実態調査、省エネ計画

- ◆教育委員会におけるエネルギーの効率的かつ、効果的な使用を推進するため、教育委員会が管理する施設の電気、ガス等のエネルギーの年間使用量を調査し、毎年定期報告書を作成します。
- ◆各施設の省エネルギーについての中長期計画書を作成します。
- ◆毎年省エネルギー推進委員会を開催し、省エネルギーの方針について協議します。

③ 太陽光発電システムによる将来世代の環境教育

- ◆2020年1月に新たに開設する「取手市立井野なないろ保育所」に、太陽光発電システムを導入して再生可能エネルギーの活用を図り、併せて将来世代に環境教育を実施します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
公立保育所における太陽光発電の導入による環境教育実施施設数	なし	1施設	1施設

④ 市有建築物におけるLED照明の導入

- ◆市有建築物の新築及び改修時において、LED工事を同時施工することにより市有建築物のLED化を推進します。

⑤ 市が管理する防犯灯、街路灯等の照明器具の省エネ化

- ◆市では2012年度に全ての防犯灯をLED化していますが、街路灯については、未だ水銀灯及びナトリウム灯を使用しているため、これらを順次、より消費電力の少ない照明に切り替えていきます。

【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
街路灯照明器具の省エネ化率	0%	50%	100%

### 第3章 施策の展開

#### (2) 再生可能エネルギーの活用

##### ① 再生可能エネルギーの導入

- ◆二酸化炭素排出削減のための地域特性に合った、再生可能エネルギー等の導入について検討します。
- ◆公共施設、特に防災拠点となる施設等において、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。

##### 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
公共施設再生可能エネルギー設置容量	68.4kW	78.0kW	88.0kW
公共施設再生可能エネルギー設置施設数	5施設	6施設	7施設

#### (3) 公共交通機関の利用促進

##### ① 公共交通機関の利用促進

- ◆環境にやさしい鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通機関の利用を促進します。
- ◆鉄道、路線バスについては、茨城県や他市と協働して街頭でのパンフレット、グッズの配布を行うなど、利用促進活動を展開していきます。  
また、市が運行するコミュニティバスについては、定期的な利用者アンケートや利用状況調査により、ニーズの把握に努めるとともに、他の公共交通機関の運行状況を考慮し、効率的で利便性の高いルート・ダイヤの設定を検討していきます。

##### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
公共交通機関(JR・関東鉄道常総線・路線バス・コミュニティバス)利用者延べ人数相当数	3,856万人	3,856万人	3,880万人

### 3 安全な生活環境の維持

#### (1) 大気環境の保全

##### ① 大気汚染物質の発生源の規制・指導と対策

- ◆環境基準に基づき、大気汚染物質発生源の規制と指導を行います。
- ◆光化学スモッグ、PM2.5などの監視と注意喚起情報の発信を行います。
- ◆野焼き、焼却炉使用による大気汚染や悪臭を防止することを呼びかけます。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
光化学スモッグ注意報発令状況	0件	0件	0件
PM2.5注意喚起状況	0件	0件	0件
野焼きに対する苦情件数	38件	30件	2022年度の達成状況より増やさない

### 第3章 施策の展開

#### (2) 騒音・振動の防止

##### ① 騒音・振動源の規制と指導

- ◆環境基準、法令等に基づき騒音、振動の発生源の規制と指導を行います。
- ◆住宅地定点での環境騒音の測定を行います。
- ◆道路周辺定点での自動車騒音の測定を行います。

##### 【目標】

環境目標		現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
騒音に係る環境基準等超過箇所	道路周辺	0か所	0か所	0か所
	住宅地	0か所	0か所	0か所
騒音に関する苦情件数	道路周辺	0件	0件	0件
	住宅地	10件	0件	0件
振動に係る環境基準等超過箇所	道路周辺	0か所	0か所	0か所
	住宅地	0か所	0か所	0か所
振動に関する苦情件数	道路周辺	0件	0件	0件
	住宅地	0件	0件	0件

##### ② 工事での低騒音・振動型重機使用の徹底

- ◆公共施設工事に関連する重機等は、低騒音型の使用を徹底します。
- ◆振動規制法による届出を徹底指導します。

##### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
特定施設設置・特定建設作業届出義務違反件数	0件	0件	0件

## (3) 水質環境の保全

## ① 下水道未整備地域における合併処理浄化槽の設置促進とその補助

- ◆下水道未整備地域における、合併処理浄化槽の設置費用の一部、及び単独処理浄化槽撤去費用の一部に補助を実施します。
- ◆広報紙及びホームページ等で、法令などで定められている浄化槽の保守点検について、その必要性を周知し、保守点検実施の徹底を図ります。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
合併処理浄化槽設置補助実施件数	25 件	47 件	47 件
単独処理浄化槽設置処理人口	15,591 人	12,936 人	9,090 人

## ② 下水道の普及促進

- ◆年度別の下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を推進し、下水道の普及を図るよう取手地方広域下水道組合に働きかけていきます。
- ◆下水道整備地域での下水道への接続を徹底、指導します。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
下水道普及率	72.8%	79.1%	84.8%
下水道整備地域での下水道未接続率	6.8%	5.0%	5.0%

### 第3章 施策の展開

#### ③ 節水及び雨水の利用と流出の抑制

- ◆水道の役割や節水の方法など水道に関する情報を、親しみやすい形で市民や事業者等へ提供し、水道に対する理解と関心を深めていきます。
- ◆公共施設における節水や、水の循環利用を推進します。
- ◆小規模水道等の管理及び飲用井戸等の、安全利用などに関する啓発活動を、実施していきます。
- ◆水資源の有効利用と、併せて雨水流出に伴う河川、下水道への負荷増大を抑制するため、住宅や事業所での雨水貯留槽や雨水浸透升設置の普及を促進します。
- ◆市関連施設において、植栽への水やり、散水等の水資源循環利用施設の設置等を推進します。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
市関連施設での 雨水利用施設設置件数	3件	4件	5件

#### ④ 河川、水路等の公共用水域での水質環境の監視と規制・指導

- ◆法令等に基づいて、水質汚濁物質発生源の規制と指導を行います。
- ◆公共用水域での水質検査を実施します。
- ◆河川や樋管、雨水幹線等の水質検査を行います。また、検査地点、時期の見直しを行います。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
公共用水域の 水質環境基準達成率	88%	100%	100%
水質汚濁発生源 法令違反件数	0件	0件	0件
河川等水質検査基準超 過地点数	2か所	0か所	0か所



## (4) 土壌・地下水の保全

## ① 搬入土砂による埋立て等の規制、地下水質の検査、保全

- ◆条例等に基づき搬入土砂等による埋立て、埋戻し等を規制し指導します。
- ◆飲用井戸等の地下水の水質検査を行います。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
搬入土砂による 違法な埋戻しの件数	0件	0件	0件
地下水における水道水質基準 を超えた有害物質の検出件数	20件	0件	0件

## 基本目標2 自然と共生するまちづくり

### 1 生物多様性の保全・再生

#### (1) 生き物の生息・生育空間の保全

##### ① 豊かな自然、希少な動植物生息地の保全・保護

- ◆市域に生息する希少な動植物について、その生息地の保全・保護に努めます。
- ◆豊かな自然の中で多様な生き物が生息する環境を、将来にわたって継続できるように、自然環境の保全に取り組みます。
- ◆市域に生息する動植物の生態系を保全するために、特定外来生物の防除に取り組みます。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
特定外来生物被害の届出件数	12件	0件	0件

### 2 水と緑の保全活用

#### (1) 森林・里地里山や水辺環境の保全・再生

##### ① 里山の保全・保護

- ◆市内に残る里山の保全に向けた取り組みを推進し、市民・市民団体等による保全活動を支援します。
- ◆ゴルフ場での農薬使用は、安全性を確保しつつ、適正に実施する必要があることから、「ゴルフ場の農薬使用に関する協定」を継続します。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
里山保全活動支援数	1団体	1団体	2団体
ゴルフ場等との農薬使用に関する協定継続数	4か所	4か所	4か所

## ② 耕作地の再生、田園風景の保全

- ◆農業担い手への農地の集積を促進し、耕作放棄地の拡大阻止とふれあい農園等の利活用により、優良農地の維持に努めます。
- ◆農道や用排水路などを整備し、緑豊かな農地を保全します。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
耕作面積	213,488 a	213,500 a	213,500 a
市民貸農園面積	108 a	108 a	108 a

## ③ 環境保全型農業の推進と助成

- ◆環境に配慮した持続性の高い農業生産方式を推進します。
- ◆国、県と連携し、有機農業実施者へ助成します。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
環境保全型農業実施面積	995 a	1,050 a	1,250 a
有機農業助成件数	1 件	1 件	1 件

## ④ 水辺環境の保全

- ◆利根川や小貝川、北浦川や古利根沼の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図り、魅力ある水辺空間の形成に努めます。

### 第3章 施策の展開

## (2) 緑豊かな公園、街並みづくり、景観の保全

### ① 公園・都市緑地の改善

- ◆人口減少や人口構成の変化に対応し、緑を充実させる場所、その他の機能を充実させる場所等を検討し、市民のニーズに応じた改修・更新等を行い、最適な状態を維持できるよう公園・都市緑地等の再整備を進めます。

### ② 市街地整備における緑化の推進

- ◆取手駅西口の市街地再開発事業においては、景観に配慮した緑化誘導を推進し、市民や来街者が快適に過ごせる、魅力ある駅前空間を創出します。  
また、新市街地創出に向けた土地区画整理事業等の施行に当たっては、周辺環境と調和した緑化空間を誘導し、景観の保全・向上に努めます。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
市民アンケート「中心市街地(取手駅西口)の魅力」の設問における「感じる」「どちらかというと感じる」の合計回答数の割合	27.4%	30.0%	40.0%
新規土地区画整理事業の区域内における緑化面積割合	—	—	5.0%

### ③ 地域特性を生かした景観の形成

- ◆景観まちづくりに当たっては、その主体である市民と協働して、本市固有の景観資源を発掘し、その価値を共有していくとともに適切な手段によりその保全に努めます。
- ◆景観に対する普及・啓発活動を行い、市民一人ひとりが本市のまちづくりを構成する一員であるという意識の醸成を図ります。

④ 緑豊かな河川景観、田園景観等の保全

- ◆取手市の原風景ともいえる緑豊かな河川景観、田園景観、斜面林や、歴史・文化とともに育まれてきた寺社林・屋敷林、巨木・古木を保全することで、潤いと安らぎのある緑豊かな景観を保全します。

## 基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造

### 1 緑あふれる快適な生活の創造

#### (1) 環境美化などの快適な居住環境の確保

##### ① 空家、空地の有効活用

- ◆法令等に基づいて管理が適正でない空家・空地の所有者等に対し、適正な管理を行うように助言・指導等の措置を講じます。
- ◆空家を有効活用する事業を検討し、実施します。

##### ② ポイ捨てのない街並みづくり

- ◆ごみや空き缶、タバコの吸い殻などのポイ捨てをなくし、快適な生活空間となるよう、環境美化活動を推進するとともに、意識向上を促すための啓発に努めます。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
環境美化キャンペーン実施回数	年2回	年2回	年2回

##### ③ ペットとの快適な暮らし

- ◆畜犬登録や狂犬病の予防接種等のペット飼育におけるルールの周知を図ります。  
飼い主の飼育マナーを向上させる啓発活動を行い、ペットと人間が安心して暮らすことができる環境を維持します。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
ペットの飼い方教室開催回数	1回	1回	1回

## (2) 歴史・文化の保全

### ① 文化財の保全と活用

- ◆文化財の調査や保護・保存に努め、貴重な文化財を後世に継承します。
- ◆指定文化財の公開など活用の機会を設け、身近にある貴重な文化財の存在を広く周知します。
- ◆大切に守り伝えられてきた文化財を、将来に守り伝えるために、文化財愛護の精神の普及に努めます。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
文化財保護周知活動の実施状況 (埋文センター企画展・歴史講座 講師派遣等)	30回	30回	30回

## (3) 環境に配慮した都市の形成

### ① 公共施設里親制度の活用

- ◆公共施設の里親制度の周知を随時行います。
- ◆公共施設里親制度登録ボランティア(個人・団体)に対して、各施設所管課を通じたサポート(ごみ袋・腕章の提供、保険の適用、アドバイス・声かけ、看板の設置等)を行います。

### ② 街路樹の維持、管理

- ◆街路樹について、「緑化ガイドライン」を基に樹木の選定、植栽方法、せん定、施肥、病虫害防護などの維持管理を行っていきます。

### ③ 環境美化活動の実施

- ◆街の環境美化について、広く市民の意識を啓発するため、市内市民団体、学校、行政、企業等で構成される市民憲章推進協議会の協力を得て、環境美化活動を実施します。

## 基本目標4 豊かな環境の継承

### 1 環境保全の情報発信と協働

#### (1) 環境関連情報の発信と共有

##### ① 環境保全の啓発と情報提供

- ◆地域における市民・団体・事業者などの、自主的な環境保全活動を推進するための参考資料として、環境に関わる情報を、広報紙やホームページ等で広く発信し情報を共有します。
- ◆公民館学習や出前講座など、あらゆる機会において環境に関する啓発に取り組み、リーダーとなる人材を育成していきます。
- ◆環境月間等において、公共施設に環境情報コーナーを設置し、環境保全に関する情報を提供します。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
出前講座等実施回数	3回	5回	5回

##### ② 緑に触れ合う機会の提供

- ◆緑に触れ合う機会をホームページや広報紙等で提供し、緑に関わる活動への等の動機付けを行います。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
緑に関する情報の提供	随時	随時	随時



## (2) 市民や事業者の環境配慮行動の促進

## ① 市民・事業者・市の協働による環境意識の啓発

- ◆環境保全に関して、市民・事業者・市が協働できる体制づくりに努めます。
- ◆地域活動と学校活動の連携など、効果的な方法を検討し、環境配慮行動の促進を図ります。
- ◆自然観察や農業・里山保全の体験、ごみ処理施設など環境に関わる施設の見学会などを実施することにより、市民・団体・市職員の環境保全及びその技術等に関する、知識の普及と意識の高揚を行います。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
市民・団体・市の協働による環境意識の啓発イベント実施件数	1件	1件	1件

## ② 緑に関するイベントによる意識の啓発・活動促進

- ◆市民の緑化意識向上のため、緑に関する情報の提供、緑化推進活動の担い手の育成、活動支援等を行い、緑化推進活動の促進を図ります。
- ◆市民の緑化活動への参加を促進するために、緑に関するイベント等を行い、市民が緑に触れる機会を提供します。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
緑に関するイベント等の実施件数	14件	14件	14件

## 2 環境を学び、育てる人づくり

### (1) 環境教育・学習の場の整備

#### ① 環境にやさしい人づくり支援

- ◆環境にやさしい人づくりを推進するため、環境について学び、考える環境教育、環境学習の機会や環境保全活動の充実に取り組みます。
- ◆事業者や市民団体等が行う環境保全活動に対し、講師派遣の支援やイベントの共催をするなど、事業者や市民団体等との連携を図ります。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
環境講座開催数	2回	2回	2回

#### ② 有能な人材を活用した出前講座による環境教育の充実

- ◆優れた知識や技術を有する人材を広く講師として募集し、指導者として登録する「とりで学遊プラザ」リーダーバンクと、市職員が市政や市の事業に関する講座を講師として担当する行政編の出前講座を活用し、環境教育の充実を図ります。
- ◆市民・団体等における環境学習講座を推進し、講師派遣等の支援をします。

#### 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
環境をテーマとする 講演・出前講座受講者数	49人	50人	50人

## ③ 市職員の環境意識向上

- ◆「環境」の分野は多岐にわたるため、市の担当部署だけでなく多くの部署が関わりを持っています。常に環境に配慮した行政運営を行うため、市職員に対する研修や啓発活動を実施し、環境に対する理解を深め、意識の向上に努めていきます。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
新たに環境に関する研修等を受けた市職員数(延べ人数)	26人	50人	330人

## ④ 電力モニタリングシステムによる環境教育

- ◆井野なないろ保育所内にエネルギーモニタリングシステムを設置し、太陽光発電による電力と、商用電力における電力消費の見える化を図り、子どもたちがエネルギーの効率的な活用と節電の効果、重要性を学ぶことで、環境教育を推進します。

## 【目標】

環境目標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
公立保育所における太陽光発電モニタリングシステム設置による環境教育実施施設数	なし	1施設	1施設

## ⑤ 環境教育の知識を有する教員の育成

- ◆国や県が主催する、教職員向けの研修や出前講座において、持続可能な社会構築のための環境教育技法や、児童生徒の活動を引き出す方法等を習得し、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

### 第3章 施策の展開

#### ⑥ 環境教育の実践

- ◆環境教育の推進を図るため、専門知識や技能を有する地域人材を活用した授業や、校外学習を基盤とした体験活動の充実を図ります。

#### 【目標】

環境指標	現状(2017)	目標(2022)	目標(2028)
公立中学校での環境教育の実践件数	10件	10件	10件

## 第4章 主体別環境配慮行動方針

取手市が目指す将来環境像の実現には、  
環境施策の実現に加え、市民、事業者及び市の各主体が相互に連携し、  
それぞれの役割を果たすための行動が不可欠となります。  
以下の環境配慮行動を参考に、取手市の市民及び事業者の方々が常に環境へ配慮しながら、  
将来環境像の実現を目指すものとします。

## 基本目標 1 循環型社会の構築

### 1 ごみを減らす生活づくり

#### (1) 市民の環境配慮行動

##### ① 3Rの実践

- (ア) ライフステージの変遷やライフスタイルの変化を考えて、買物や飲食での無駄を避けます。
- (イ) 機器などは、説明書をよく読んで長く、大切に使用します。
- (ウ) 古着や使わなくなった機器は、古着市場や中古品市場に、有料・無料を問わず提供するよう心掛けます。
- (エ) ごみの分別を徹底し、資源のリサイクル率を高め、循環型社会に貢献します。
- (オ) 消費目的に応じて、古着店やリサイクルショップでの購入も併せて検討します。
- (カ) 買物には、マイバッグ、マイ買物かご等を持参して、レジ袋削減に貢献します。
- (キ) ごみとなるパンフレット、チラシの類は受け取らない、あるいは持ち帰らないようにします。
- (ク) ものを購入する場合には、シェアリングやレンタルも検討して結論を出します。

##### ② リサイクルの推進

- (ア) ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを推進します。
- (イ) 家電製品の廃棄では、家電リサイクル法を遵守し、かつ信頼できる取扱業者等に委託して適切なルートと方法での廃棄をします。
- (ウ) 目的に応じて、リサイクル商品の購入を心掛けます。
- (エ) 環境にやさしい商品について学び、エコな消費者を心掛けます。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 3Rの実践と協力

- (ア) 環境配慮型の製品、原材料、資材の利用を促進します。また、その利用促進を助成する制度の活用を努めます。
- (イ) マイバッグ運動等に協力します。
- (ウ) 消費者の目的に沿って、不必要に過剰な包装・こん包は行いません。
- (エ) 稲わら、もみ殻等の廃棄物は、循環利用に配慮して、適正に処理するよう努力します。また、その活用方法について学び、情報収集に努めます。
- (オ) ビニールハウス、肥料袋等の農業用使用済みプラスチックは、信頼できる専門業者または公的機関に委託してリサイクルに協力します。
- (カ) 廃棄物と資源物の分別を徹底し、また、法令に従って信頼できる処理業者等に委託し、適切に処分します。
- (キ) 事業所等の敷地における有害化学物質の保管・輸送・廃棄等は、法令等に従い適切に行います。

## 2 エネルギーの効率的な利用

### (1) 市民の環境配慮行動

#### ① 家庭での省エネルギー

- (ア) 不要・不急の電力は使用しません。
- (イ) 電気製品を買い替える場合には使用頻度、目的、用途等に応じて、適切に省エネルギーの製品の購入に努めます。
- (ウ) ライフステージ、ライフスタイル、家族構成等に応じて、また、環境改善への社会貢献の一つとして、太陽光発電、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備あるいは省エネルギー設備の導入について検討します。
- (エ) 敷地の緑化、緑のカーテン等を利用して夏場の節電を図ります。また、エアコンの室外機周辺に熱がこもらないように配慮します。
- (オ) 節水型機器の使用に取り組みます。

#### ② 交通行動・選択での省エネルギー

- (ア) 適度な運動もかねて、無理のない安全な範囲内で、徒歩、自転車での移動も適宜行います。
- (イ) 状況に応じて、公共交通機関やコミュニティバスの利用を優先するように努めます。
- (ウ) 運転に不安等がある場合には、タクシーの効果的な利用も検討します。
- (エ) 無駄なアイドリング、急発進等のエネルギーの無駄遣いはしません。
- (オ) 低燃費車・低公害車を購入・使用するよう努め、環境にやさしい運転(エコドライブ)の実践に努めます。

### (2) 事業者の環境配慮行動

#### ① 省エネルギーの実践

- (ア) 空いている敷地、所有地、壁面、屋上、屋根等を活用して太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- (イ) 省エネルギー型機器の購入、働く時間帯の工夫、服装の工夫、節水等により、省エネルギーに努めます。
- (ウ) 敷地の緑化、壁面緑化、屋上緑化などの方法で省エネルギーに努めます。



② 交通行動・選択での省エネルギー

- (ア) 低燃費車・低公害車の導入や、環境にやさしい運転(エコドライブ)の実践に努めます。

### 3 安全な生活環境の維持

#### (1) 市民の環境配慮行動

##### ① 大気環境

- (ア) 家庭から出る廃棄物を自宅の敷地で、焼却等により処分しません。
- (イ) 自動車の買い替えや新規購入では、電気自動車等の低公害車の購入も検討します。

##### ② 騒音

- (ア) 騒音に関する法令等の基準を遵守します。
- (イ) 生活騒音については、環境基準を満たしていても、良好な近隣関係を壊さないように最大限の注意を払います。

##### ③ 生活雑排水・親水空間

- (ア) 料理、食事後に出る廃食用油等を不要な紙で拭き取る等して、下水道、合併処理浄化槽に過度な負荷をかけないように注意します。
- (イ) 下水道整備区域では、下水道への接続を積極的に行います。
- (ウ) 下水道未整備区域では、補助制度を活用して、合併処理浄化槽の設置、あるいは転換を積極的に行います。
- (エ) 浄化槽の「法定水質検査」「保守点検」「清掃」を行います。
- (オ) 石けん、洗髪剤、洗剤の類は適量の使用を心掛けます。
- (カ) 親水空間、水辺空間の利用では、マナーとして最大限の配慮を払い、水質環境の保全を行います。

#### ④ 安全な生活環境

- (ア) 省エネルギー型の門柱灯の設置を心掛け、かつ適度な照度で周辺環境の維持に努めます。
- (イ) 法令等を遵守し、山林等の所有地の管理と監視を行い、不法投棄の防止に協力します。
- (ウ) 期限切れ、不要な農薬等は、信頼できる専門業者に廃棄を依頼します。
- (エ) 有害な化学物質を含む製品等の購入は控え、購入後は管理と廃棄を適切に行います。
- (オ) 敷地内での除草剤、殺虫剤の使用は用法に従い、必要頻度で、かつ適量で行います。また、散布時間帯等に配慮します。
- (カ) 局所的な豪雨における雨水の排水経路を再点検し、地滑り対策等、必要に応じて処置を講じます。

### (2) 事業者の環境配慮行動

#### ① 大気環境

- (ア) 自動車の買い替えや新規購入に当たり、電気自動車等の低公害車の購入に努めます。
- (イ) 法令等に基づいて、事業所等から排出される大気汚染物質(排ガス、ばい煙等)の処理を適正に行います。また、その処理のための設備の設置と運転・管理を適切に行います。

#### ② 水質環境改善への貢献

- (ア) 法令等に基づいて、事業所等から排出される水質汚濁物質(排水に含まれる有機、無機の物質またはカドミウム等の特定有害物質等)の処理を適正に行います。また、その処理のための設備の設置と運転・管理を適切に行います。
- (イ) 節水を心掛け、雨水、地下水を活用するよう努力します。
- (ウ) 地下水を利用する場合には、衛生安全基準、環境基準への適合性、近隣の地盤沈下等に配慮します。
- (エ) 水の循環、再利用を促進する努力を行います。
- (オ) 排水量が少ない場合でも、水質汚濁物質の適切な処理を行います。
- (カ) 局地的豪雨に対する雨水の排水経路と水質汚濁物質処理経路の独立性を再点検し、必要に応じて処置を講じます。
- (キ) 飲食業では、調理くず、残飯、廃食用油等の処理を信頼できる専門業者に委託し、また、使用する洗剤及びその量にも配慮し、極力、下水道への負荷削減に努めます。

### ③ 安全・快適な生活環境への配慮

- (ア) 法令等に基づいて、事業所等からの排出される水質汚濁物質(排水に含まれる有機、無機の物質またはカドミウム等の特定有害物質等)の処理を適正に行います。また、その処理のための設備の設置と運転・管理を適切に行います。
- (イ) 法令等に基づいて、有害化学物質の使用・保管・移動を適切に行います。
- (ウ) 住宅環境に配慮した作業時間の設定。また、遮音壁の設置、低騒音・低振動型の設備・機械の使用に配慮します。
- (エ) 法令等に基づいて、住宅地周辺では、悪臭発生の防止に努めます。

## 基本目標2 自然と共生するまちづくり

### 1 生物多様性の保全・再生

#### (1) 市民の環境配慮行動

##### ① 生き物の生息・生育空間、里地・里山、水辺環境の保全

- (ア) 里地・里山、水辺、河川敷などの親水空間の積極的な活用にあたっては、生物の生息域・生育空間としてのせい弱性を理解し、永く保全されるように最大限の注意と努力を払います。
- (イ) 地元の環境保全型農業による農作物を積極的に購入し、自然と緑あふれる農村風景の保全に貢献します。
- (ウ) 個人あるいはグループで、市民農園を利用した野菜づくりに挑戦します。
- (エ) 市内で生息する希少な生物、その生息地に関する環境情報に関心を持ち、敏感になります。
- (オ) 法令等に基づいて、保全すべき緑地として指定された緑地の保全に協力します。
- (カ) ペット等の生物は、家族共々、飼育者としての責任を自覚し、愛情を持って飼育します。

#### (2) 事業者の環境配慮行動

##### ① 生き物の生息・生育空間、里地・里山、水辺環境の保全

- (ア) 工事等を行う場合、近隣里地・里山の希少な生物の生息域、水辺環境に影響が出ないように、採用する工法、時期等に配慮します。
- (イ) 環境保全型農業に配慮し、施肥、農薬散布を適切に行います。
- (ウ) 所有している山林などは、適切に管理し、保全します。
- (エ) 法令等に基づいて、保全すべき緑地として指定された緑地の保全に、積極的に協力します。
- (オ) 法令等で禁じられている動植物の販売は行いません。

## 2 水と緑の保全活用

### (1) 市民の環境配慮行動

#### ① 緑豊かな公園、街並み、景観

- (ア) 用水・排水路、街路樹の管理や歩道の植栽、除草等について、個人またはグループで里親制度の活用を図ります。
- (イ) 美しい景観はまちの「価値」であることを理解し、景観規制、景観の改善に協力します。
- (ウ) 関連する法令等を活用した巨樹・巨木林、屋敷林・社寺林の保全に協力します。
- (エ) 敷地内に安全と景観に配慮した植栽を行い、その管理を適切に行います。
- (オ) 関係者は、空家・空地の適切な管理を行うように努めます。
- (カ) 公園の植栽や設備等の管理について、個人またはグループで里親制度の活用を図り、行政と協力します。
- (キ) グループで協力し、公園を積極的に利用します。

### (2) 事業者の環境配慮行動

#### ① 緑豊かな公園、街並み、景観

- (ア) 用水・排水路、街路樹や歩道の植栽の管理、除草等について、里親制度の活用を図り他のグループ等と協力します。
- (イ) 美しい景観は、まちの「価値」であることを理解し、景観規制、景観の改善に協力します。
- (ウ) 関連する法令等を活用した巨樹・巨木林、屋敷林・社寺林の保全に協力します。
- (エ) 法令等を遵守し、事業所敷地内の緑化を行うとともに、安全と景観に配慮した植栽を行い、その管理を適切に行います。
- (オ) 法令等を遵守して屋外広告物を設置するとともに、周辺の景観に十分配慮し、良好な景観を著しく損なわないように配慮します。
- (カ) 特に集客施設等では、敷地周辺の公共空間の清掃を積極的行います。

## 基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造

### 1 緑あふれる快適な生活の創造

#### (1) 市民の環境配慮行動

##### ① 快適な居住環境の確保

- (ア) 敷地内の植栽や定期的な清掃、家屋の管理を適切に行い、街並み景観、住環境の美化に配慮します。
- (イ) 自宅周辺の公共スペースの清掃を積極的に行います。
- (ウ) 近隣住民同士でお互いに声を掛け合い、コミュニティとして快適な居住環境の確保と創造に協力します。
- (エ) 空家・空地の管理を適切に行うように努めます。また、その活用に支援します。
- (オ) ペットを道路、公園等で散歩させる場合には、その排せつ物は必ず持ち帰って適切に処分します。
- (カ) ごみ、タバコの吸い殻等は絶対にポイ捨てしません。

##### ② 歴史・文化の保全

- (ア) 郷土の歴史と文化を積極的に学習し、愛着と誇りを持って後世に継承します。
- (イ) 法令等を遵守し、文化財の保全に努めます。また、そのような活動や施策に協力します。
- (ウ) 他の市町村の歴史と文化にも興味を持ちます。
- (エ) 催事、祭り等の文化的行事、イベントに積極的に参加し、後世に継承します。
- (オ) 史跡や文化財を実際に訪れて、その地域の歴史や文化を学習するようにします。

##### ③ 環境に配慮した都市の形成

- (ア) 電力消費量、都市ガスなどの熱源燃料の消費量、自動車燃料の消費量を把握し、毎月あるいは毎年排出される二酸化炭素の量を把握し、環境配慮行動の指針とします。
- (イ) 環境について行政が主導する様々な施策、方針を理解した上で、上記、二酸化炭素排出量を指針として、各々の立場からその削減に積極的に努力し、また、諸施策の実施に協力します。

## 第4章 主体別環境配慮行動方針

### (2) 事業者の環境配慮行動

#### ① 快適な居住・労働環境の確保

- (ア) 事業所敷地内の植栽や定期的な清掃、建物の管理を適切に行い、街並み景観、住環境の美化に配慮します。
- (イ) 敷地周辺の公共スペースの清掃を積極的に行います。
- (ウ) 空家の活用に協力するように努めます。
- (エ) 町内会等で実施する清掃活動に積極的に協力します。
- (オ) 未利用の所有地について、街の美化に配慮した管理を適切に行います。
- (カ) まちなかに所有する未利用の所有地の積極的な活用を図ります。

#### ② 歴史・文化の保全

- (ア) 郷土の歴史と文化を理解し、これを尊重します。
- (イ) 法令等を遵守し、文化財の保全に努めます。また、そのような活動や施策に対して、「企業の社会的責任」の一つとして協力します。
- (ウ) 催事、祭り等の文化的行事、イベントの開催に協力します。

#### ③ 環境に配慮した都市の形成

- (ア) 事業所内で、毎月あるいは毎年排出される二酸化炭素の量を把握し、環境配慮行動の指針とします。
- (イ) 環境について行政が主導する様々な施策、方針を理解した上で、上記、二酸化炭素排出量を指針として、その削減に積極的に努力し、また、諸施策の実施に協力します。
- (ウ) カーボン・オフセットの活動を積極的に行います。その場合には、市内でのカーボン・オフセット活動を優先します。



## 基本目標4 豊かな環境の継承

### 1 環境保全の情報発信と協働

#### (1) 市民の環境配慮行動

##### ① 環境情報

- (ア) 広報紙やホームページで発信される環境情報に興味を持ち、敏感になります。
- (イ) 各家庭において、排出される二酸化炭素等の排出量の把握に努めます。
- (ウ) 公民館学習や出前講座などに積極的に参加し、コミュニティでの環境配慮行動の話し合い、実施を積極的にリードします。
- (エ) 環境配慮型の製品、環境保全技術等の効果を学習し、情報を収集して、各々にふさわしい環境配慮行動を実施します。
- (オ) 友人や知り合い同士で環境配慮型行動について話題にする機会を持つように努力します。

#### (2) 事業者の環境配慮行動

##### ① 環境情報

- (ア) 各事業所において、排出される二酸化炭素排出量の把握を行います。
- (イ) 取手市の環境情報について敏感になり、企業の社会的責任の一つとして環境の保全あるいは改善に貢献します。
- (ウ) 行政が行う環境情報の発信に協力します。
- (エ) 環境関連の法令等の規則の理解と遵守を事業所内で共有します。
- (オ) 事業者が行っている環境配慮型行動について、積極的に市民に公開し、理解と協力を得ます。

## 2 環境を学び、育てる人づくり

### (1) 市民の環境配慮行動の促進

#### ① 環境イベント、環境学習と人材の活用

- (ア) 環境に関するイベント、施設見学会、野外調査、環境講座等に積極的に参加し、環境の現状について理解を深めます。
- (イ) 日頃から、世代間で環境について得た知識、情報を交換し、話合うように心掛けます。
- (ウ) 環境に関連する知識や経験が豊かな人は、イベント、施設見学会、野外調査、環境講座等の実施、開設に協力します。

### (2) 事業所の環境配慮行動

#### ① 企業の社会的責任としての活動

- (ア) 事業者は環境関連の法令を遵守して事業活動を行いますが、企業の社会的責任の一つとして、環境配慮型行動の創意工夫、採用、実施、普及に努めます。
- (イ) 事業所の職員、職員の家族、取引先等が実施している環境配慮行動に理解を示し、尊重し、これに協力するように努めます。
- (ウ) 事業所内に環境配慮行動担当責任者の任命または、当該部署の設置を行い、事業所内及び関連組織等と協力して環境配慮行動を実践します。
- (エ) 事業所職員の環境意識の啓発や、研修に努めます。

## 第5章 計画の推進と進行管理

## 計画の推進

本計画を総合的かつ計画的に推進するため、「取手市環境審議会」、「取手市環境基本計画等推進委員会」を推進体制とし、進行管理を図ります。

### ◆取手市環境審議会

市民代表、学識経験者、各種団体の代表、関係行政機関、市議会議員で構成され、環境基本計画に関する事項の他、環境行政一般について調査・審議を行います。

計画の実施状況について、市からの報告を受け、その内容を審議して意見を述べ、また助言します。

### ◆取手市環境基本計画等推進委員会

本市における環境関連施策について、庁内で横断的に取り組むため設置されている「環境基本計画等推進委員会」において、環境関連施策の効果的な推進を図るとともに、施策の実施状況などについて点検・評価します。

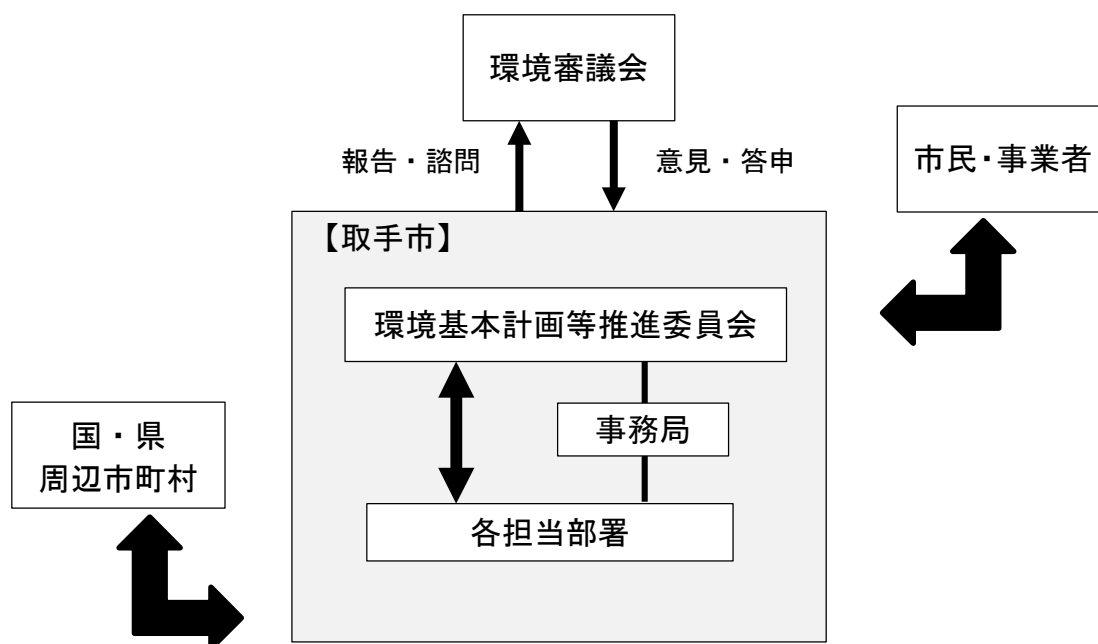


図5.1 進行管理のイメージ

## 2 計画の管理

本計画を実行性のあるものとするため、本計画の進行管理は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(改善)による環境マネジメントシステムにより、計画、実行、点検・評価し、見直しを行っていきます。

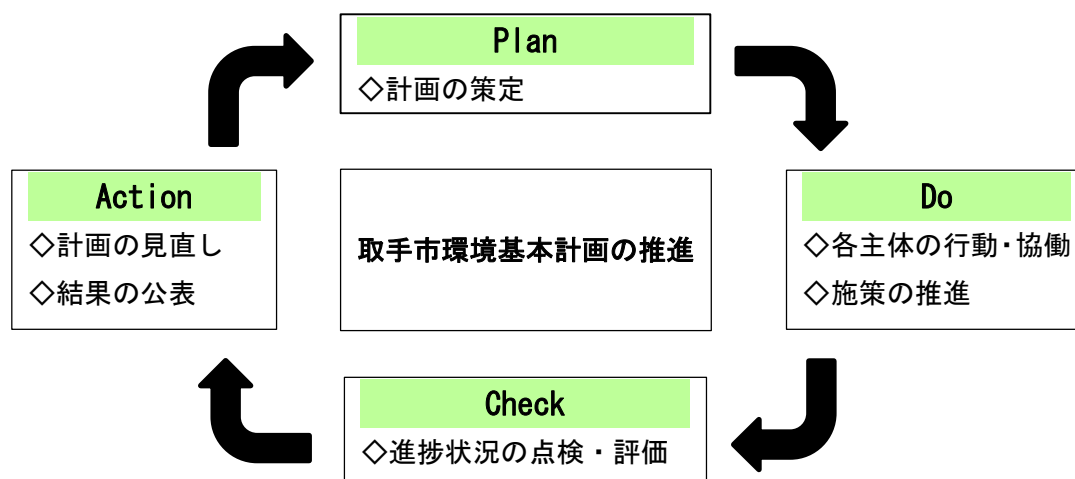


図5.2 計画の推進と進行管理のイメージ

具体的には、庁内の検討組織である「環境基本計画等推進委員会」において、取手市の環境の状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価し、これらの結果を公表するとともに、市長の諮問機関である「取手市環境審議会」への報告を行い、これに基づく意見・提言を受けた上で、計画を見直し、それに基づく必要な取り組みを実施していきます。

## 第二次取手市環境基本計画

編集・発行 取手市 まちづくり振興部 環境対策課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

電 話:0297-74-2141(代)

F A X:0297-73-5995

U R L:<https://www.city.toride.ibaraki.jp>

E-MAIL:[kankyo@city.toride.ibaraki.jp](mailto:kankyo@city.toride.ibaraki.jp)

発行日 2019年3月